

盛岡市における生活保護の状況（平成 24 年 8 月時点）

盛岡市生活保護課提供資料

○ 生活保護世帯数・人員の状況

《当市の保護の状況》（月平均）

年度	被 保 護		保護率(%)
	世帯	人員	
5	876	1,321	4.69
6	875	1,268	4.47
7	867	1,240	4.35
8	880	1,221	4.26
9	922	1,266	4.41
10	969	1,325	4.61
11	1,037	1,436	4.99
12	1,154	1,576	5.48
13	1,289	1,771	6.13
14	1,435	2,001	6.93
15	1,626	2,294	7.95
16	1,839	2,628	9.12
17	2,033	2,914	10.00
18	2,231	3,176	10.56
19	2,339	3,325	11.08
20	2,562	3,648	12.17
21	2,954	4,213	14.10
22	3,361	4,826	16.18
23	3,622	5,221	17.51

《直近の状況》

	被保護世帯数	被保護人員	保護率
H24年8月1日	3,718世帯	5,288人	17.65%

○ 世帯類型別の状況

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
H19年度	822(40.2%)	194(8.6%)	317(11.2%)	546(23.4%)	460(19.6%)
H20年度	878(34.4%)	207(8.1%)	369(14.5%)	565(22.1%)	534(20.9%)
H21年度	980(33.3%)	243(8.2%)	390(13.2%)	603(20.5%)	731(24.8%)
H22年度	1,086(32.5%)	276(8.2%)	425(12.7%)	643(19.2%)	918(27.4%)
H23年度	1,226(34.0%)	285(7.9%)	438(12.1%)	657(18.2%)	1,003(27.8%)

《H24年度の状況(月平均)》

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
H24年度	1,303	292	471	653	1,006
4月～7月	(35.0%)	(7.8%)	(12.7%)	(17.5%)	(27.0%)

○ 年齢構成 (毎年7.1の全国一斉調査の数値で年間平均の人員とは一致しない)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
20歳未満	534(16.7%)	590(16.8%)	691(17.2%)	830(17.7%)	913(17.6%)
20～29歳	112(3.5%)	126(3.6%)	156(3.9%)	210(4.5%)	241(4.7%)
30～39歳	234(7.3%)	276(7.8%)	316(7.9%)	387(8.3%)	422(8.2%)
40～49歳	300(9.4%)	342(9.7%)	429(10.7%)	558(11.9%)	652(12.6%)
50～59歳	646(20.1%)	657(18.7%)	711(17.7%)	785(16.7%)	800(15.5%)
60～64歳	345(10.8%)	422(12.0%)	473(11.8%)	554(11.8%)	650(12.5%)
65歳以上	1,033(32.2%)	1,106(31.4%)	1,238(30.8%)	1,365(29.1%)	1,497(28.9%)
計	3,204(100%)	3,519(100%)	4,014(100%)	4,689(100%)	5,175(100%)

○ 生活保護担当現業員の経験年数(生活支援専門員含む)

経験年数	人数
1年未満	7
1年以上2年未満	15
2年以上3年未満	5
3年以上4年未満	5
4年以上5年未満	3
5年以上	3
計	38

○ 社会福祉主事の資格について

- ・学校教育法に基づく大学等で、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を履修した者
- ・厚生労働大臣の指定する養成機関を修了した者

- ・ 社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士

○ 面接相談員について

現在、国のセーフティネット補助金を活用し、2名の面接相談員を非常勤職員として任用しています。このほか、面接相談については、課内のグループのうち一つを面接担当グループに指定し、担当査察以下実務経験3年以上の職員が面接相談にあたっています。また、短期間に相談が集中した場合には、他の査察指導員も面接相談を行っています。

なお、面接相談員の任用にあたっては、生活保護面接相談員設置要綱に基づき、次に掲げる条件を満たす者の中から選任することになっています。

- (1) 生活保護事務に関し、理解と熱意を有する者
- (2) 相談員として必要な見識を有し、相談業務を適切に行なう能力を有する者
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉主事の資格を有する者
- (4) 福祉相談業務に3年以上の実務経験を有する者（社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者にあつては1年以上

○ 廃止の理由別の状況

年 度	19	20	21	22	23	24
傷病の治癒	6 (2.8%)	5 (2.4%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
勤労収入の増 加	27 (12.4%)	24 (11.4%)	33 (11.2%)	42 (12.8%)	77 (21.2%)	42 (31.4%)
不労収入の増 加	11 (5.1%)	17 (8.1%)	44 (14.9%)	40 (12.2%)	48 (13.2%)	21 (15.7%)
死 亡	67 (30.9%)	85 (40.3%)	102 (34.6%)	121 (36.8%)	101 (27.8%)	31 (23.1%)
そ の 他	106 (48.8%)	80 (37.9%)	112 (38.0%)	126 (38.3%)	137 (37.7%)	39 (29.1%)
合 計	217	211	295	329	363	134

※24年度は7月分までの累計

(その他：逮捕、拘留、失踪、婚姻、引取等)

○ 自立支援プログラムの状況

1 就労支援の状況

《福祉から就労支援プログラム》(22年度以前は生活保護受給者就労支援プログラム)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度
参加者	14	44	85	38
就労開始	8	6	51	18
職業訓練受講	1	9	12	2
保護廃止	2	0	11	2

《稼働能力活用プログラム》

年度	21年度	22年度	23年度	24年度
参加者	11	32	154	68
就労開始	4	7	56	12
職業訓練受講		1	6	1
保護廃止	1	2	11	1

《職場体験等事業》

年度			23年度	24年度
参加者			82	21
就労開始			5	0
職業訓練受講			0	0
保護廃止			0	0

《プログラム合計》

年度	21年度	22年度	23年度	24年度
参加者	25	76	321	127
就労開始	12	13	112	30
職業訓練受講	1	10	18	3
保護廃止	3	2	22	3

(24年度は6月18日現在)

2 就学支援の状況

	高校進学支援プログラム	高校生支援プログラム
対象	中学生とその保護者	高校生とその保護者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校進学の動機づけ ・ 高校に関する情報提供 ・ 各種貸付制度や生活保護制度の周知 ・ 生活習慣や学習に関する助言・指導 ・ 養育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学状況の把握と通学や学習面の課題に関する支援 ・ 高校卒業への意欲喚起及び進路相談 ・ 進学等に係る生活保護制度の周知 ・ 養育相談

《高校進学支援プログラム》

平成 24 年 8 月末現在

学年	人員			対象者			参加者			参加率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	41	19	60	15	6	20	0	0	0	0	0	0
2	33	25	58	25	8	33	2	1	3	8.0	12.5	9.1
3	26	27	53	16	9	25	1	2	3	6.3	22.2	12.0
計	100	71	171	56	22	78	3	3	6	5.4	13.6	7.7

《高校生支援プログラム》

学年	人員			対象者			参加者			参加率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	28	27	55	16	14	30	0	0	0	0	0	0
2	28	30	58	19	20	39	0	1	1	0	5.0	2.6
3	28	28	56	22	27	49	1	3	4	4.5	11.1	8.2
他	5	3	8	2	3	5	0	0	0	0	0	0
計	89	88	177	59	64	123	1	4	5	1.7	6.3	4.1